新津商工会議所女性会 創立20周年記念式典を挙行!!

新津商工会議所女性会（甲田キミ会長　会員70名）は、11月8日（水）新森において、創立20周年記念式典を執り行いました。松井新津支所長、馬場会頭、加茂、新発田、新潟女性会会長他、多数のご来賓の方々をお招きし当所会員も含め、総勢６２名の出席をいただきました。

式典は、望月副会長の開式のことばで始まり、今年７月に逝去された前会長坂爪サチ子様を偲び黙祷をいたしました。続いて甲田会長が「昭和61年２月に新潟県下で加茂に次いで二番目の女性会として創立以来、経営に参画する女性の資質向上と地域商工業の振興、会員相互の連携を図ることを目的として、様々な事業を積極的に取り組んでまいりました。来年４月には、政令指定都市の新潟市が誕生いたしますが､これからは大変重要な時期です。女性会は、今後も親会の新津商工会議所、青年部、行政及び関係団体と連携を図りながら活動の充実に努め、地域経済の発展と商工業の振興に努力して参りたいと思います。」と挨拶。続いて松井新津支所長、馬場会頭より祝辞を頂戴し、全国商工会議所女性会連合会齋藤朝子会長等のメッセージが披露されました。記念式典の終了後、20年間の活動を納めたビデオ「20年のあゆみ」を皆様と鑑賞し当時を懐かしく振り返り、その後の記念音楽会では弦楽四重奏の「アンサンブル・アンシャンテ」による演奏に優雅なひとときを過ごしました。記念祝賀パーティーでは、加茂商工会議所女性会石山千恵会長から乾杯のご発声をいただき開宴。なごやかな雰囲気の中、宴の中盤にアトラクションのマジックショーが行われ大いに盛り上がり盛会裡に終了いたしました。

当女性会はこの20周年を機に時代の変化に対応しながら、創立時の原点に立ち返って、会員や地域のお役に立ち、喜ばれる女性会を目指して、会員一同一層努力して参りますのでよろしくお願い申し上げます。

挨拶をする甲田会長

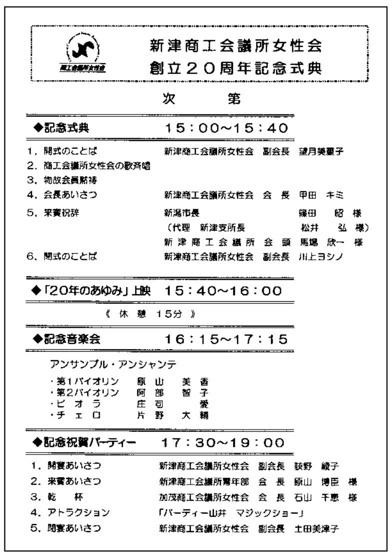

新津商工会議所女性会
創立２０周年記念式典

次　第

◆記念式典　15：00～15：40

1．開式のことば　新津商工会議所女性会　副会長　望月美亜子
2．商工会議所女性会の歌斉唱
3．物故会員黙祷
4．会長あいさつ　新津商工会議所女性会　会長　甲田　キミ
5．来賓祝辞　新潟市長　篠田　昭　様
（代理　新津支所長　松井　弘　様）
新津商工会議所　会頭　馬場　欣一　様
6．閉式のことば　新津商工会議所女性会　副会長　川上ヨシノ

◆「20年のあゆみ」上映　15：40～16：00

《休憩　15分》

◆記念音楽会　16：15～17：15

アンサンブル・アンシャンテ
・第1バイオリン　原山　美香
・第2バイオリン　阿部　智子
・ビオラ　庄司　愛
・チェロ　片野　大輔

◆記念祝賀パーティー　17：30～19：00

1．開宴あいさつ　新津商工会議所女性会　副会長　荻野　綾子
2．来賓あいさつ　新津商工会議所青年部　会長　原山　博臣　様
3．乾杯　加茂商工会議所女性会　会長　石山　千恵　様
4．アトラクション　「パーティー山井　マジックショー」
5．閉宴あいさつ　新津商工会議所女性会　副会長　土田美津子

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度とは

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が、事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金といえるものです。

税制面で大きなメリットがあります

●掛金は… 全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

●共済金は…退職所得扱い（一括受取）または､公的年金等の雑所得扱い（分割受取）

加入できる方

- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では５人以下）の個人事業主及び会社の役員。
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員.
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員。
- 常時使用する従業員が20人以下であって農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員。

掛　金

- 掛金月額は1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。（半年払や年払もできます。）
- 掛金は増額・減額ができます。（減額には一定の要件が必要です。）
- 掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

《共済金のお受取例》　※掛金月額 10,000 円の場合

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共　済　事　由　等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金Ａ	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	事業をやめたとき（個人事業主の死亡・会社等の解散を含む）
共済金Ｂ	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	老齢給付。会社役員の疾病、負傷又は死亡による退職。
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	会社役員の退職又は任期満了による退職｡配偶者､子への事業譲渡｡その他｡
解約手当金	掛金納付月数に応じ、掛金合計金額の80％～120％相当額が受け取れます。掛金納付月数が240ヶ月（20年）未満での受取額は掛金合計額を下回ります。					任意解約。その他。

お問い合わせ・お申し込みは
新津商工会議所
新潟市新津本町 3-1-7
ＴＥＬ 22－0121
ＦＡＸ 25－2332

小規模企業共済の資料を請求します。
（ＦＡＸまたはハガキで）

〒･住所

お名前

ＴＥＬ